

## 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の算定等について

標題の件について、1月18日時点の取扱いをご案内していたところですが、内容を一部変更しご案内させて頂きますのでご活用下さい。

(表記を変更・追加したものは、下線。お問い合わせが多い事項については、波線を引いて着目しやすくしました。)

なお、今後の事務連絡により変更される場合もありますので、ご留意下さい。

### 1. 対象患者と対象検査

新型コロナウイルス検査の種類と公費適用対象者は、以下の通り(疑似症患者を含む)。

検査の対象者		PCR検査 (LAMP法含む)			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者 (病状消退者含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	発症から 10日目以降	○	○	— (※3)	○	○	— (※3)	△ (※2)	△ (※2)	×
無症状者(注)		○	— (※3)	○	○	— (※3)	○	— (※4)	— (※4)	×
想定される主な活用場面		・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 ・大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡単な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。	・検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症に係る検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 ・無症状者に対する唾液を用いた検査を航空検疫等で活用。	・目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 ・現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。						

\*1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

\*2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

\*3：推奨されない。(—)

\*4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。

\*：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

(注)無症状者(濃厚接触者)には、下記に例示するような「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」のある者を含む。

- ① 特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者(当該検査対象者は、14日間の健康観察の対象としない)
- ② 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域に存在する医療施設や高齢者施設等に勤務する者や新規入院・新規入所者等又は、当該地域(保健所管内)が生活圏域にある者が勤務、入院、入所する施設については、当該施設で感染者がない場合であっても、「当該感染症にかか

っていると疑うに足りる正当な理由のある者」として、行政検査の対象とすることができる。  
③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用者のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性があると通知を受けた者。

## 2. 実施医療機関

新型コロナウイルス感染症の検査の公費適用は、(1)～(3)のいずれかの医療機関により実施されたものが対象となる。

- (1) 行政検査の委託契約を締結した保険医療機関等で検査を実施する方法。
- (2) 「帰国者・接触者外来」（今後は「診療・検査医療機関（仮称）」）で検査を実施する方法。
- (3) 医師会等が運営する「地域外来・検査センター」に対して、登録した地域の医療機関が診療情報提供を行い、患者を紹介して検査を実施する方法。

## 3. 検査実施料・判断料の算定点数

PCR検査、抗原検査を行った場合の検査実施料・判断料は、以下の通り。

- (1) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出の場合（PCR検査）
  - ①D023 SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出
    - ・検体採取実施医療機関以外の施設へ輸送し検査を実施した場合（1,800点）
    - ・上記以外の場合（1,350点）
  - ②微生物学的検査判断料（150点）
- (2) 「新型コロナウイルスPCR検査とインフルエンザPCR検査を同時に実施できるキット」を用いて検査を行った場合。
  - ・D023「28 SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」
  - ・D026「7 微生物学的検査判断料」（150点）なお、当該検査料の対象となるキットは以下（12月11日時点）。
  - ・SGNP nCoV/Flu PCR検出キット（（株）スディックスバイオテック）（承認日10月23日）
  - ・コバス SARS-CoV-2 & Flu A/B（ロシュ・ダイアグノスティックス（株））（承認日11月13日）
- (3) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出の場合（抗原検査）
  - ①D012 SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（600点）
  - ②免疫学的検査判断料（144点）

※(1)～(3)のいずれにおいても、鼻咽頭や鼻腔から検体を採取した場合は、D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」(5点)を算定できる。「鼻腔・咽頭拭い液採取」は、公費適用外である。

#### 4. レセプト請求の際の留意点

- (1) 初・再診料及び検査実施料、検査判断料、鼻腔・咽頭拭い液採取料を含めて、支払基金又は国保連合会に対して公費負担番号を記載して請求する。  
※公費負担扱いとなるのは、検査実施料と検査判断料の窓口負担分に限られる。
- (2) 窓口一部負担金は、検査実施料と検査判断料を除いて徴収する。
- (3) 公費負担の法別番号は「28」であり、保険医療機関の所在地に応じて下記の中から該当する公費負担者番号(8桁)を記載する。

所在地	集計コード
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く）	28070506
郡山市	28071504
いわき市	28072502
福島市	28073500

- (4) 公費負担医療の受給者番号は、全ての患者に「9999996(7桁)」を記載する。
- (5) 本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した検査実施料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」又は「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」）及び微生物学的検査判断料又は免疫学的検査判断料の合計点数を記載する。

また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載する。

- (6) 検査料を包括している点数（小児科外来診療料等）を算定する場合であってもPCR検査の実施料や判断料、抗原検査の実施料や判断料は別途算定できる。ただし、この場合であっても鼻腔咽頭ぬぐい液採取は包括されているため算定できない。

#### (7) レセプト「摘要」欄への記載

- ①「『検査料を包括する点数』（小児科外来診療料等）を算定しない」場合

新型コロナウイルスに係るPCR検査や抗原検査も含めて全て電子レセプト等で請求する。この場合、レセプトの摘要欄に「本検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する。

また、PCR検査（核酸検出）を他の施設に委託した場合は、「検査を実施した施設名」を記載する。

- ②「『検査料を包括する点数』（小児科外来診療料等）を算定する」場合

公費負担となる PCR 検査又は抗原検査と検査判断料のみを紙レセで請求しても差し支えない。この場合、レセプトの摘要欄に「当該患者が算定する医学管理料等(検査を包括する点数)」、「検査を実施した日時」、「検査実施の理由」、「本検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する。

また、PCR 検査や抗原定量検査を他の施設に委託した場合は、「検査を実施した施設名」を記載する。

③老健等の入所者に検査を実施した場合

介護老人保健施設及び介護医療院に入所(短期入所療養介護を含む)する患者に保険医療機関が検査を行った場合も、検査実施料と判断料を算定できる。この場合「検査を実施した日時」及び「検査実施の理由」等を記載する。

(以下、余白)

(ここまで余白)

## 5. レセプト表記（例）

(1) PCR 検査の例（唾液を検体としているため、鼻腔咽頭拭い液採取は算定していない。鼻腔咽頭から検体を採取すれば、鼻腔咽頭拭い液採取は算定できる。）

(2) 抗原(定性)検査の例(鼻腔から検体を採取しているので、鼻腔咽頭拭い液採取を算定している。)

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県医療機関コード 県番号		支給区分													
令和 年 月分 07												1 ①社・國 3 後期 1 単独 2 本外 8 高額	2 ②2併4六外 4 家外 0 高外												
公費負担者番号①	2	8	0	7	3	5	0	0	公費負担者番号①	9	9	9	9	9	9	6	医科 2 公費 4 退職 3 3 併 6 家外 0 高外								
公費負担者番号②									公費負担者番号②								10 9 8 7 ( )								
氏名 保険医 太郎										特記事項															
名 1男 2女 1明 2人 3姉 4平 5令 50・1・15生										保険医療機関の所在地及び名称 ( ) 床															
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																									
傷病名	(1) C O V I D - 1 9 の疑い (2) 急性上気道炎 (3)										診療開始日	(1) 2年8月31日	就寝	起床	死亡	中止	保険料	1							
											(2) 2年8月31日					公費									
											(3) 年 月 日					高額									
⑪ 初診 時間外・休日・深夜 1回	288点										13	院内トリアージ実施料 300×1													
再診	× 回										60	S A R S - C o V - 2 抗原検出 600×1													
外来管理加算	× 回											免疫学的検査判断料 144×1													
時間外	× 回											鼻腔咽頭ぬぐい液採取 5×1													
休日	× 回											処方箋料(その他) 6.8×1													
深夜	× 回																								
⑫ 医学管理	300										80	38.0度の高熱が続いているため、新型コロナウイルス感染症が疑われたため検査を実施した。													
往診	回																								
夜間	回																								
在宅	深夜・緊急 在宅患者訪問診療																								
在宅	その他 薬剤																								
接種	② 内服薬剤 調剤 × 回											(保険医協会の解説) ・初診の患者、38.0度の発熱で受診。発熱が続いているため、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を疑い院内で検査を実施(鼻腔拭い液を用いた抗原定性検査)。													
接種	② 外用薬剤 調剤 × 回																								
接種	③ 处方 × 回											・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引きに基づき院内感染対策を実施したため、院内トリアージ実施料を算定。													
接種	④ 麻痺毒 調剤 × 回											・検査結果は陰性であったが、発熱が続いているため、解熱鎮痛剤等を処方せんにより交付した。													
接種	⑤ 調剤 基											・行政検査の契約をしている医療機関のため、公費を適用。公費は、検査の判断料と実施料のみ適用となる。													
注射	⑥ 皮下筋肉内 薬剤 回											・当該検査を実施した場合、「検査を必要とした医学的根拠」を摘要欄に記載する。													
注射	⑦ 静脈内 薬剤 回																								
注射	⑧ その他 薬剤 回																								
処置	回																								
処置	藥 剂																								
手麻酔	回																								
手麻酔	藥 剂																								
麻酔	2回										749	749													
麻酔	藥 剂																								
面診像断	回																								
面診像断	藥 剂																								
面診像断	1回										68														
その他	処方箋																								
その他	藥 剂																								
請求	点※ 決 定 点										一部負担金額 円														
請求	1405										減額免除・支払猶予 円														
公費の負担	744										0														
公費の負担	点※										※ 高額療養費 円	※ 公費負担点数		※ 公費負担点数											

(3) 抗原（定量）検査の例（唾液を検体としているため、鼻腔咽頭拭い液採取は算定していない。鼻腔咽頭から検体を採取すれば、鼻腔咽頭拭い液採取は算定できる。）

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県医療機関コード							
令和 年 月分 07										● ● ● ● ● ●		1 ①社・国 3 後期 1 単独 2 本外 医科 2 公費 4 退職 2 2 併用 4 外外 3 3 併用 3 6 家外 0 高外					
										保険者番号		10 9 8 7 7					
										被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号		(枝番)					
氏名	保険医 太郎									特記事項		保険医 療機関 の所在 地及び 名称					
	1男 2女 1明 2月 3昭 4平 5令 50・1・15 生																
職務上の事由		1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害															
傷病名	(1) C O V I D - 1 9 の疑い (2) 急性上気道炎 (3)									診療開始日		1 ① 2年8月31日 2 ② 2年8月31日 3 ③ 年 月 日	治療中止日	1 ① 1 2 ② 1 3 ③ 1			
										帰							
⑪ 初診	時間外・休日・深夜		1回	288	点	公費分点数	13		院内トリアージ実施料		3 0 0 × 1						
⑫ 再診	×		回				60		S A R S - C o V - 2 抗原検出		6 0 0 × 1						
⑬ 在宅診	外来管理加算		×	回		80		免疫学的検査判断料		1 4 4 × 1							
⑭ 在宅	時間外		×	回				処方箋料(その他)		6 8 × 1							
⑮ 医学管理			300														
⑯ 在宅	往診		回														
⑰ 在宅	夜間		回														
⑱ 在宅	深夜・緊急		回														
⑲ 在宅	在宅患者訪問診療		回														
⑳ 在宅	その他の薬剤		回														
㉑ 投薬	㉑ 内服 薬剤		鞄														
㉒ 投薬	㉒ 皮膚 薬剤		鞄														
㉓ 投薬	㉓ 外用 薬剤		鞄														
㉔ 投薬	㉔ 処方		鞄														
㉕ 投薬	㉕ 麻毒		鞄														
㉖ 投薬	㉖ 調基		鞄														
㉗ 注射	㉗ 皮下筋肉内		鞄														
㉘ 注射	㉘ 静脈内		鞄														
㉙ 注射	㉙ その他		鞄														
㉚ 処置	㉚ 薬剤		鞄														
㉛ 手術	㉛ 薬剤		鞄														
㉜ 横隔膜合併	㉜ 薬剤		鞄			2回 744		744									
㉝ 画像診断	㉝ 薬剤		鞄														
㉞ その他	㉞ 処方箋		鞄	1回	68												
㉟ その他	㉟ 薬剤		鞄														
請求点※										決 定 点		一部負担金額 円					
疾患の特徴										減額免除・支払猶予 円							
公費負担者番号①										高額療養費 円	※ 公費負担点数	※ 公費負担点数					
公費負担者番号②																	

## 6. よくあるお問い合わせ

(検査の実施医療機関)

**【Q】一般の診療所がPCR検査や抗原検査を保険診療として実施するためには、行政検査としての契約を結ぶ必要があるのか？**

**【A】**その通り。行政検査としての契約を結ぶ必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その3）の「問3」で以下が明示されている。

医療機関において、PCR検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理されるものと認識しています。

(抗原検査対象機器)

**【Q】抗原検査の算定対象となる検査キットは何か？**

**【A】**以下が該当する（2021年1月29日現在）

No	品目名	製造販売業者名	検査法	承認日
1	エスプライン SARS-CoV-2	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年5月13日
2	ルミパルス SARS-CoV-2 Ag	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (定量)	令和2年6月19日
3	クイックナビ-COVID19 Ag	デンカ株式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年8月11日
4	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2	株式会社タウンズ	抗原検査法 (簡易キット)	令和2年10月13日
5	ルミパルスプレスト SARS-CoV-2	富士レビオ株式会社	抗原検査法 (定量)	令和2年10月16日
6	HISCL SARS-CoV-2 Ag 試薬	シスマックス株式会社	抗原検査法 (定性)	令和2年11月10日
7	S A R S コロナウイルス抗原キット R a p i i m S A R S - C o V - 2 - N P R T - C 2 N 0 1 A	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	抗原検査法 (定性)	令和2年12月8日
8	ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストス トリップ	ルミラ・ダイアグノスティ クス・ジャパン株式会 社	抗原検査法 (定性)	令和3年1月19日
9	Panbio COVID-19 Antigen ラピッド テスト	アボット ダイアグノス ティクス メディカル株 式会社	抗原検査法 (簡易キット)	令和3年1月22日

<u>10</u>	<u>BD ベリター SARS-CoV-2 コロナウイルス抗原キット</u>	<u>日本ベクトン・ディッキソン株式会社</u>	<u>抗原検査法 (簡易キット)</u>	<u>令和3年1月26日</u>
<u>11</u>	<u>プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスク SARS-CoV-2</u>	<u>アドテック株式会社</u>	<u>抗原検査法 (簡易キット)</u>	<u>令和3年1月29日</u>

(保険適用となる検体)

**【Q】**医療従事者の管理下、患者が鼻腔から自己採取した検体を用いて検査を行った場合であっても、診察料や検査実施料等は保険適用になるのか？

**【A】**保険適用になる。

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（令和2年10月2日）」、「新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針（第3版）」にて、その旨が示されている。

**【Q】**医療従事者の管理下で、患者が鼻腔から自己採取した検体を用いて検査を行った場合、D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（5点）は算定できるか？

**【A】**算定できないと考えられる。検体採取料は医療行為であり、「医師が実施した場合」又は「医師の指示・管理下で看護師等が診療の補助行為として実施した場合」に算定できるものである。

そのため、医療従事者の管理下であったとしても、患者が自ら実施した場合はこれに該当せず、算定できないと考えられる。

(公費負担適用の範囲)

**【Q】**下記点数は、新型コロナウイルス感染症の公費「28」の適用になるか？

- ① 診察料
- ② D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」（5点）
- ③ 院内トリアージ実施料（臨時的な取扱い）

**【A】**①～③とともに、新型コロナウイルス感染症の公費「28」の適用にならない。

(公費負担適用の優先順位)

**【Q】**福島県子ども医療費助成制度の対象患者に対して、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合、当該検査の実施料・判断料も福島県子ども医療費助成制度の対象になるのか？

**【A】**そうではない。

新型コロナウイルス感染症の検査実施料と検査判断料は、公費「28」（新型コロナウイルス感染症の公費）の対象となり、それ以外（診察料等）は福島県子ども医療費助成制度

の対象になる。(国の公費が優先的に適用される)

**【Q】東日本大震災・福島第一原子力発電所事故による被災者（災1・災2の患者）**

に対して、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合、当該検査の実施料・判断料も災1・災2の対象になるのか？

**【A】その通り。**

(各点数の算定)

**【Q】今後、インフルエンザの流行時期となるが、**

①新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ抗原定性を同時に実施した場合、併算定できるか？

②新型コロナウイルス抗原検査とインフルエンザ抗原定性を同時に実施した場合、併算定できるか？

③「新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ PCR 検査を同時に実施できるキット」を用いて検査を行った場合は、どのような算定になるのか？

**【A】併算定の可否については算定要件に明記されていないが、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日）にて「発熱等の症状のある患者に対して、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難である」と明記されていることから、**

①併算定できると考える。医師が「COVID-19 の疑い」と「インフルエンザの疑い」の両方を認めた上で、検査を実施すれば以下が算定できると考える。

- ・ D012 「22 インフルエンザウイルス抗原定性」(139点)
- ・ D026 「6 免疫学的検査判断料」(144点)
- ・ D023 「14 SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」
- ・ D026 「7 微生物学的検査判断料」(150点)
- ・ D419 「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」(5点)

②併算定できると考える。医師が「COVID-19 の疑い」と「インフルエンザの疑い」の両方を認めた上で、検査を実施すれば以下が算定できると考える。

- ・ D012 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」(600点)
- ・ D012 「22 インフルエンザウイルス抗原定性」(139点)
- ・ D026 「6 免疫学的検査判断料」(144点)
- ・ D419 「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」(5点)

③ 「新型コロナウイルス PCR 検査とインフルエンザ PCR 検査を同時に実施できる

キット」を用いて検査を行った場合は、以下の算定となる。

- ・D023「28 SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」
- ・D026「7 微生物学的検査判断料」(150点)
- ・(鼻腔・咽頭から採取した場合) D419「6 鼻腔・咽頭拭い液採取」(5点)  
なお、当該検査料の対象となるキットは以下(12月11日時点)。
  - ・SGNP nCoV/Flu PCR 検出キット ((株)スディックスバイオテック)(承認日10月23日)
  - ・コバス SARS-CoV-2 & Flu A/B (ロシュ・ダイアグノスティックス(株))(承認日11月13日)

**【Q】同月既に新型コロウイルス感染症の検査以外の検査を行い、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」を算定している患者に対して、新型コロウイルス感染症の検査を行った場合、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」は、公費「28」(新型コロウイルス感染症の公費)の対象になるか?**

**【A】対象にならない。**

厚労省事務連絡 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000653053.pdf>) の15枚目では、例として「外来・入院診療において、当月に既に他の検査により 判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる」旨が示されている。

**【Q】新型コロナウイルス感染症の検査とそれ以外の検査を同月内の別日に実施した場合、「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」は同月に2回算定できるか?**

**【A】**この場合であっても月1回のみ算定できると解される。「免疫学的検査判断料」や「微生物学的検査判断料」は本来の算定要件で「月1回算定できる」とされており、診療報酬上の臨時の取扱いにて「月2回算定できる」旨は示されていない。

**【Q】小児科外来診療料等、検査料を包括する点数を算定する場合であっても、PCR検査や抗原検査の検査実施料や検査判断料を算定できるのか?**

**【A】**算定できる。詳細は、本資料(P3)を参照されたい。

**【Q】**新型コロナウイルス感染症を疑い抗原(定性)検査を実施。結果が陰性となつたが、症状が改善されないため、医師が必要性を認め PCR 検査を同月内に実施した。この場合、同月内に抗原(定性)検査の点数と PCR 検査の点数を併算定できるか?

【A】併算定できると考える。なお、この場合、抗原（定性）検査の点数とPCR検査の両方に対して、「検査が必要と判断した医学的根拠」を記載した方が良いと考える。

「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針（第2版）」において「1回の検査結果が真に陰性であっても感染を否定するものではない…」旨が示されている。

【Q】保健所が行政検査を行うこととした上で、「新型コロナウイルス感染症疑い」患者に対する検査等の実施のみ依頼され、検査等を当院で実施した場合、診察料、検査実施料等をレセプト請求できるのか？

【A】福島県新型コロナウイルス感染症対策本部に確認したところ、以下の回答であった。

保健所が行政検査を行うこととした上で、保険医療機関に対しては検体採取（唾液や鼻腔咽頭）のみ依頼を行う。検体は保健所で預かりPCR検査を行う。

保険医療機関では保険診療扱いにならないので、診察料等は発生せず、レセプト請求しない。

保健所が検体採取を依頼した医療機関には「保険カード」（患者名、検体採取医療機関名や検体採取日等を記載したもの）を患者が直接持参するか後日送付される。

検体採取を行った医療機関は、県に請求を行い、県から一律の金額が支払われる。

(参照) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その3）より  
また、④に対する行政検査の実施方法としては、

- ・直接保健所内において実施する場合や、
  - ・保健所が直接行政検査を行うこととした上で、当該者に対するPCR検査等を行った  
めだけに委託した医療機関等において検査を行う場合
- なども考えられます。

この場合、当該医療機関等の医師（※）は「新型コロナウイルス感染症を疑う」等の判断はせず、保健所等の委託を受けた検査を行うため、当該検査につき保険適用がされるわけではありません。

（※）保険医療機関の医師として検査等を行うのではない。

（公費負担番号）

【Q】当院の所在地は福島市であるが、伊達市市や二本松市等、市外の患者に対して新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合には、患者の住まいに該当する公費負担番号をレセプトに記載するのか？

【A】医療機関の所在地に応じた公費負担番号を記載するため、所在地が福島市ある医療機関で検査を実施した場合は、全ての患者のレセプトに「28073500」と記載する。

他の市町村に所在する医療機関においても、医療機関の所在地に応じた公費負担番

号（本資料P3）を記載する。

## 7. 検査を自費で行う場合の留意点

（厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（事務連絡 11月24日）から抜粋）

### 1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- (1) 利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）
- (2) 自費による検査である旨と検査費用（検査1回当たりの費用）
- (3) 検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- (4) 検査（分析）を実施する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）
- (5) 医師による診断の有無
- (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- (8) 検査（分析）方法（PCR法、LAMP法、抗原定量等）
- (9) 検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等）
- (10) 検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）
- (11) 検査人数（実施数）
- (12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合・精度の確保に係る責任者を配置している場合・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合・検査（分析）機関が内部精度管理を行っている場合・検査（分析）機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合・検査方法（検体採取・保管・輸送・分析の方法）に関する書面の交付がある場合

### 2. 利用者に説明する事項

下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること

- ① 発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談すること
- ② 医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合に、検査機関に提携医療機関がある場合には、被検者本人の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されること。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること。
- ③ 医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイ

ルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになること

- ④ 偽陽性・偽陰性の可能性があること
  - ⑤ 検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウィルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意が必要であること
- 

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について（保医発 0722 第2号）（令和2年7月22日）
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その22）（2020年6月15日）
  - ・SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン（令和2年5月13日）（令和2年6月16日改訂）
  - ・新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて（令和2年6月25日）
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その3）（令和2年8月21日）
  - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で通知を受けた者に対する行政検査等について（令和2年8月21日）
  - ・次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について（令和2年9月4日）
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）（令和2年10月2日）
  - ・新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)
  - ・新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する 検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について（令和2年11月24日）
  - ・新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針（第3版）（2021年1月22日）
  - ・新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第4.1版（令和2年12月23日）
- 

2020年9月10日 福島県保険医協会作成

2020年10月27日 一部内容変更

2020年12月11日 一部内容変更

2021年1月18日 一部内容変更

2021年2月2日 一部内容変